

## 精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 平成30年2月5日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	2番 井澤 茂治
3番 宇井 忠朗	4番 山本 功
5番 中井 利治	6番 森島 隆詞
7番 森本 豊	8番 上西 敏夫
9番 浅田 清隆	10番 松尾 純一
11番 井上 和也	12番 草嶋 邦子
13番 岩井 三郎	14番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 石崎 勝巳  
上田 恵

7、議案

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
第2号議案	平成29年度農用地利用集積計画(第7次)の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について

8、署名委員

2番 井澤 茂治	3番 宇井 忠朗
----------	----------

9、閉会の日時

平成 30 年 2 月 5 日午後 2 時 15 分

## 審議の経過

議 長 それでは、少し早いようでございますが、定刻、ちょっと時間前でございますが、ただいまから平成 30 年第 2 回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は 14 名中 14 名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項により、総会が成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員は 5 名の方に出席いただいております。ありがとうございます。

委員の皆様には、寒さ厳しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の署名委員は、2 番、井澤委員、3 番、宇井委員のお二人をお願いいたします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会権限）に係る許可についてを議題とします。

それでは、事務局、議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。里集会所の東に位置するところでございます。

本件は農家の世帯間の持ち分移転であります。譲受人につきましては、経営農地の全てを耕作管理されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。また、今回の持ち分移転によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。したがって、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に概要しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

岩 井 13 番、岩井です。ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、1 月 23 日、事務局、上田さんと申請のありました現地を確認いたしました。

現地は現在、農地として適正に管理されております。当該地には利用権がついており耕作者は別におりますが、今回の申請は、持ち分の変更であり申請者は変わらないため、利用権はそのまま継続されます。今後も適正な管理が見込まれますので、地元員委員として問題ないものと考えております。よろしく審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、本件に関する審議をお願いいたします。何か異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。  
(異議なし)

議 長 ありがとうございます。  
それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。  
(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。1 番目の議案は、許可することに決定いたします。

議 長 それでは、事務局、2 番の議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。  
場所については、次のページをごらんください。堀池商店の西に位置するところ  
でございます。  
本件の譲受人につきましては、経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有  
状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。また、耕作により  
まして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。したがって、農地  
法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております  
ので、よろしくをお願いいたします。  
前回 1 月総会の第 5 号議案の非農地証明の交付申請のほうで上がっていた土地に  
なるのですが、その分につきましては申請者の方が取り下げをされまして、今回 3  
条の許可申請を提出されております。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
当該地については、私と現地担当委員の井上委員と上西委員とで現地確認を行っ  
ております。代表して井上委員、補足説明を願います。

井 上 11 番、井上です。ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、12 月 22  
日、太田会長、上西委員、事務局の上田さんと申請のありました現地を確認しま  
した。現地は小面積の農地であり、荒廃農地となっております。  
本案件は、前回の総会で非農地証明の申請があったところです。周辺農地への影

響や農地への復旧が容易である点を踏まえ、何とか今後も農地として利用してもらえないかということで申請者と調整しまして、隣接農地所有者が譲り受けるという形になりました。

今後は一体的な利用が見込まれますので、現地担当委員としては問題ないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、本件に関する審議をお願いいたします。何かご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。2番目の議案は、許可することに決定いたします。

議 長 事務局、3番の議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。佐川急便の東に位置するところでございます。

本件の譲受人につきましては、経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

当該地については、現地担当委員の井澤委員と上西委員に現地確認を行っていただいております。井澤委員、補足説明をお願いします。

井 澤 2番、井澤です。ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、1月23日、

上西委員と事務局の上田さんと申請のありました現地を確認いたしました。

現地は現在、農地として適正に管理されておりました。また、本案件は、持ち分移転であり、今後も適正な管理が見込まれるため、現地担当委員としては問題ないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、本件に関する審議をお願いします。何かご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。3番目の議案は、許可することに決定いたします。

議 長 第2号議案、平成29年度農用地利用集積計画（第7次）を議題とします。

1番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、岩井副会長は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

(岩井副会長退席)

議 長 それでは、事務局、1番の議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

場所につきましては、次のページをごらんください。里集会所の北に位置するところに2筆、南西に位置するところに1筆、合計3筆ございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご異議等々ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、本計画案は、決定いたしました。岩井副会長が席に戻られるまでしばらくお待ちください。

(岩井副会長着席)

会長職務代理 それでは、次に、2番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、太田会長は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

(太田会長退席)

会長職務代理 事務局、2番の議案の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。くるりんバスの里停留所の北西に位置するところでございます。以上です。

会長職務代理 それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何か意見ございますでしょうか。

(異議なし)

会長職務代理 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長職務代理 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

会長職務代理 全員賛成でございます。ありがとうございました。よって、本計画案は、決定いたしました。太田会長が席に戻られますまでしばらくお待ちください。

(太田会長着席)

議 長 それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について報告します。では、事務局、報告の朗読を願います。

事務局 朗読。

場所については、次のページをごらんください。精華町役場の北に位置するところでございます。

朗読。

場所については、次のページをごらんください。精華台小学校の北に位置するところでございます。

朗読。

場所については、次のページをごらんください。祝園神社の北西に位置するところに1筆ございます。次のページを見ていただきまして、祝園神社の西に位置するところに1筆、合計2筆ございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
この際、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 質問がなければ報告第1号を終わります。

<その他>

議 長 それでは、次回の総会についてお諮りします。次回の総会は、3月1日木曜日に開催したいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を3月1日木曜日と決定いたします。後日、文書で通知いたします。

これをもって本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでございました。

これをもって総会を閉会させていただきます。

委員の皆さん、議事進行にご協力賜り大変ありがとうございました。

時に午後2時15分